

資料 1

令和6年7月11日



日本学術会議のミッションと 現在の法人化案への疑問

日本学術会議副会長 日比谷潤子

ミッションからみた現在の法人化案へのさまざまな懸念

- 2024年6月 「再び、岸田文雄首相に対して日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求める声明(歴代会長連名)」
 - ・現在の法人化案は、日本学術会議の社会的役割を損い、その変質をもたらす危惧が極めて大きい
 - ・政治と科学、政府と日本学術会議のあるべき関係について、より長期的な公平な検討の仕組みの下で、科学者を含めた社会のなかの、そして与野党を超えた国会での議論が必要
- 2024年6月 「日本学術会議の独立性・自律性の尊重を求める会長声明」(日本弁護士連合会会長)
 - ・いま、学術会議は大きな岐路に立たされている。学術会議の政府等からの独立性と自律性の確保は、ナショナル・アカデミーとしての生命線であり、これを損なう政府の行為は、学術の世界への政治的判断の介入として極めて憂慮すべき事態

(参考)
- 2023年12月 科学者の代表的国際的組織(ISC、IAP等)による声明
 - ・各国アカデミーの自治への国家的干渉が強まっている傾向を深く憂慮

- 人類社会の危機をはらみながら、現代社会には、**学問からの助言が不可欠な深刻な問題**がいくつも起きています。・・・日本社会では**日本学術会議でなければ出せないような助言の必要性**が大きく高まっているのです。しかし、いま、**政府が目指している法人化では、現在の課題に対応するのはほとんど無理**と思えます。それは、政府の意向によって法人のミッションが変わるといような不安定な物で、とても時代に耐えられないでしょう。
- 政府の法人化案は、・・・運営のあれこれの形に重点を置いて、**科学者のあり方という基本に触れていない**ことが危惧されるのです。
- どうして政府は、学者の集まりという大きな知恵袋を使いながら現代の問題に対するという当たり前の形が取れないのか不思議です。各種審議会や総合科学技術・イノベーション会議などのローカルの議論を大事にするのに、**学問という世界共通の知識を生み続けている者たちの、日本での代表である日本学術会議の役割を認識できないのは何故か、理解できません。**
- もちろんそのためには、**日本学術会議自身が、会員の意識も含めて、そのことを理解し、使命感を持つことが必要**でしょう。

日本学術会議のミッション

○ 日本学術会議法

(前文)

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

(第2条)

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

○ 日本学術会議憲章←日本学術会議法の現代的解釈

- ・日本学術会議の総意に基づく対外的誓約
 - ・憲章起草委員会を設定し、草案を作成
 - ・全会員と全連携会員に送付して、構成員全員の意見を徴収
 - ・日本学術会議総会で採択

日本学術会議憲章(2008年4月声明)

日本学術会議の会員・連携会員が共有すべき基本的目標・義務・責任の宣言

○社会の負託に積極的に応えるという対外的な誓約

- ・科学者は、公共的な知的資産を継承し、その基礎の上に新たな知識の発見や技術の開発によって公共の福祉の増進に寄与するとともに、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献することを、社会から負託されている。日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付けを受け止め、責任ある研究活動と教育・普及活動の推進に貢献してこの負託に応えるために、以下の義務と責任を自律的に遵守する。

○誓約内容

- ・科学に関する重要事項を審議・実現、科学に関する研究拡充・連携を推進
- ・人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織構造を活用して、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性を深く認識して行動
- ・科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告・見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する社会の選択に寄与
- ・市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与、次世代の研究者の育成・女性研究者の参画を促進
- ・国内的・国際的な協同作業の拡大と深化に貢献
- ・現在世代と将来世代を衡平に処遇する観点をも重視して、人類社会の共有資産としての科学の創造と推進に貢献
- ・会員及び連携会員の選出に際し、見識ある行動をとる義務と責任を自発的に実行

科学者のあり方

○日本学術会議でなければ出せない提言（すでに何度か報告）

研究インテグリティ、自動運転、革新的医療製品などなど

○科学者のあり方という基本

「科学者の行動規範 2013年改訂」

I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

○科学者のあり方という基本

「科学者の行動規範 2013年改訂」

II. 公正な研究

III. 社会の中の科学

(社会との対話)

1 1 科学者は、社会と科学者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して**政策形成に有効な科学的助言の提供に努める**。その際、科学者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

1 2 科学者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、**客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う**。その際、**科学者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない**。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る**不確実性及び見解の多様性について明確に説明する**。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

1 3 科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、**科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する**。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて**政策立案・決定者に社会への説明を要請する**。

IV. 法令の遵守など

「さて、以下の各論の内容を見通してみると、様々な学問分野から将来を見据えた適切な考察と数多くの提言が盛り込まれていると思うと同時に、いくつか重要な問題が取り残されているとも感じます。例えば、東日本大震災で起こった原子力発電所の崩壊と大規模な放射能汚染、日本の軍事研究と安全保障、憲法改定へ向けた動き、大学入試改革などです。これらの問題は多くの対立した意見があっても本書のスペースではまとめきれず、また政治的な影響も大きいので議論の行く末には慎重な配慮が必要です。そのため、これまで日本学術会議が発してきた提言以上の展開をあえて求めませんでした。ただ、これからも私たちは正確な科学的データに基づいて、社会に対して積極的に発言すべきことに変わりはありません。」（16頁）

○日本学術会議という組織と会員

- 予算配分権はない: 利権など生まれようはずもない
- 政策決定権限はない: 権力の乱用などあろうはずもない

では何があるのか

- 知的権威: 濫用を防ぎ、知的誠実さを堅守し、公正に振舞うこと
- 社会への奉仕: 会員であることの誇りをもとに、無報酬であっても活動(ボランティアワーク)

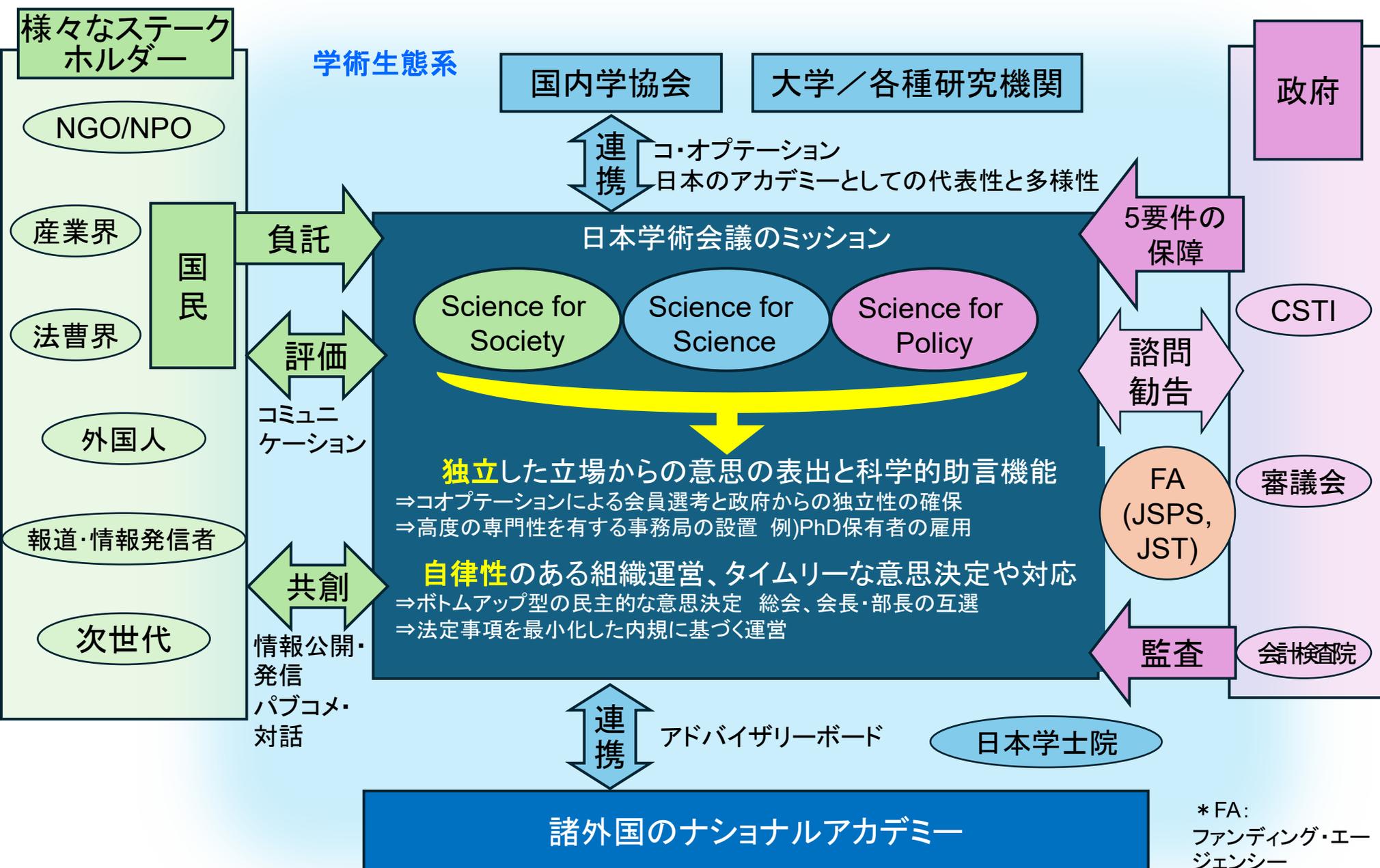
○現在の法人化案

- 目的の議論を忘却し、形式的な手段の議論に終始
- 会員の「誇り」を毀損するリスクが大きい⇒会員選出を辞退する⇒知的集団の成果を活用できない社会へ⇒文明国ではないと国際的な誇りを受けかねない

○そもそも、日本学術会議と政府の信頼関係が毀損している

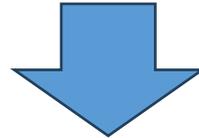
- 会員任命拒否問題
- 議論の進め方の問題

日本学術会議のミッションと必要な機能・連携



改革のあるべき方向性

- 日本学術会議のミッションは、現行法・憲章等で適切に明確化されている
- ナショナルアカデミーは、5要件を充足することが不可欠で、現行の日本学術会議は、5要件を充たしている。
- 日本学術会議は、限られた予算の中で、自主的かつ確実に改革を進めてきている。
- さらなる改革の推進に当たって、今後最も必要なのは、専門的人材の確保や財源の充実である。



現在の制度にいかなる問題があり、法人化案がその解決につながるのか、日本学術会議のミッションに照らして考える必要

- ・2023年12月9日 声明 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方—自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けて
- ・2024年4月23日 声明 政府決定「日本学術会議の法人化に向けて(令和5年12月22日)」に対する懸念について～国民と世界に貢献するナショナル・アカデミーとして
- ・2024年6月 より良い役割発揮のための制度的条件(幹事会)

ナショナル・アカデミーの5要件

<要件①> 学術的に国を代表する機関としての地位

[日学法第二条・第六条の二]

<要件②> そのための公的資格の付与

[日学法第三条・第四条・第五条・第六条・第七条]

<要件③> 国家財政支出による安定した財政基盤

[日学法第一条]

<要件④> 活動面での政府からの独立

[日学法第一条・第三条・第二十八条など]

<要件⑤> 会員選考における自主性・独立性

[日学法第七条・第八条]

議論が期待される点（組織・制度）

- 現在の法人化案は、より良い役割発揮にどのように寄与するのか
- 政府等からの独立性の徹底的担保と外部評価委員や監事の大任任命は整合的か
 - ・大臣任命は、独立性・自律性を今よりも弱めるのではないか
 - ・運営の独立性なしに、科学的助言の中立性を確保できるのか
- 社会のための科学を促進するため、国会への知見の提供等が必要ではないか
- なぜ経費の国庫負担の原則が採用されてきたのか
 - ←日本学術会議の活動は公共性を担うものであり、科学的助言は特定の利害からの中立性を確保する必要がある
 - ・今回の法人化案は、この原則の見直しを意図するものなのか
 - ・海外の主要アカデミーについて、公金を支出しても会計監査以外の国の関与がないのはなぜか
- 大臣任命の外部評価委員や監事により国民への説明責任や透明性の確保を図るという考え方は、ナショナルアカデミーのミッションに適合するか
 - ・積極的な情報公開、さまざまな主体とのコミュニケーションの強化の方が重要ではないか
- 現在の法人化案は、迅速で柔軟な活動確保のため、日本学術会議の目的、機能、規模等に見合った、過重でない仕組みにするという観点を適切に考慮しているか
 - ・日本学術会議は、グローバルな観点から国際アドバイザリーボードを設立予定であることも考慮すべき

21世紀のアカデミーの役割

- 科学技術振興政策中心 ⇒ 科学的助言機能の強化を付加
- 1999年 ブダペスト宣言
 1. 知識のための科学: 進歩のための知識
 2. 平和のための科学
 3. 開発のための科学
 4. 社会における科学と社会のための科学
- 2005年8月 報告「新しい学術の在り方
— 真の science for society を求めて」
- 2007年3月 提言「知の統合 — 社会のための科学に向けて」
- 2008年4月 声明「日本学術会議憲章」
- 2021年4月 声明「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」
- 2021年11月 「グローバルな公共善としての科学」
(国際学術会議ポジションペーパー)
 - ・グローバルな公共善(公共財)としての科学を推進

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」

（令和3年4月22日日本学術会議総会）

- 5要件の明確化
- 国際活動の強化
- 意思の表出と科学的助言機能の強化
- 対話を通じた情報発信力の強化
- 会員選考プロセスの説明責任の向上
- 事務局機能の強化

日本学術会議のより良い役割発揮に向けた取組

1 国際活動の強化

日本の科学者の内外に対する代表機関である学術会議にとって極めて重要な活動

2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化

提言などの意思の表出は科学的助言のための活動であり、学術会議の活動の中核。独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待(審議会等との違い)

3 対話を通じた情報発信力の強化

一方向性のコミュニケーションのみならず、学協会との連携や社会の意見を聞き取る取組の強化、社会の受け止めや政策立案への貢献のフォローアップ

4 会員選考プロセスの説明責任の向上

学術会議が社会から信頼されるため、会員候補選考に関する説明責任を強化

5 事務局機能の強化

より良い役割発揮のため、高度の専門性を備えた人材の確保が必要

日本学術会議第26期アクションプランについて（骨子）

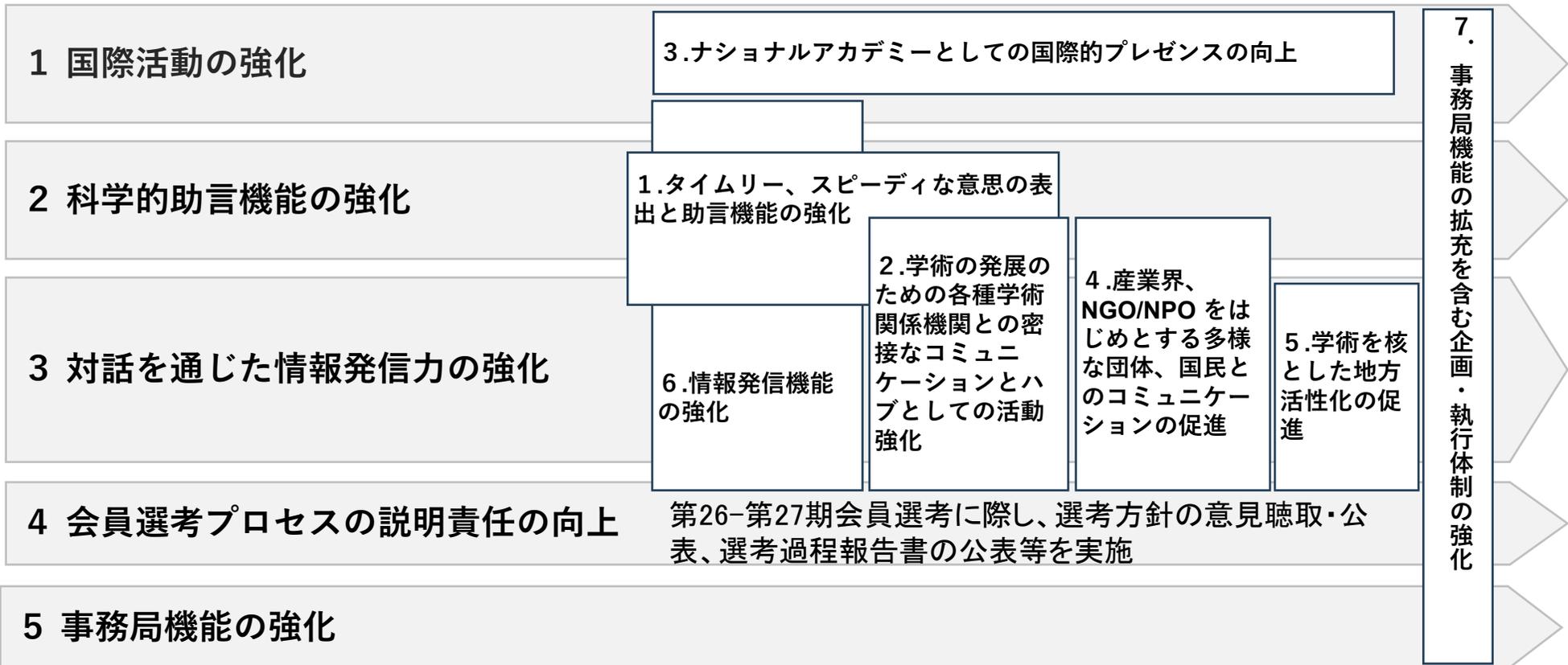
- 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、特に今期に重点的に進めていく事項
- 幹事会構成員のほか、産業界、若手アカデミー、広報委員会などの会員・連携会員を加えた「第26期アクションプラン企画WG」（企画WG）を中心に、委員会・分科会等と協働して取り組む

1. タイムリー、スピーディな意思の表出と助言機能の強化
2. 学術の発展のための各種学術関係機関との密接なコミュニケーションとハブとしての活動強化
3. ナショナルアカデミーとしての国際的プレゼンスの向上
4. 産業界、NGO/NPOをはじめとする多様な団体、国民とのコミュニケーションの促進
5. 学術を核とした地方活性化の促進
6. 情報発信機能の強化
7. 事務局機能の拡充を含む企画・執行体制の強化

日本学術会議第26期アクションプランについて (より良い役割発揮に向けてとの関係)

日本学術会議のより良い役割発揮に向けて

日本学術会議第26期アクションプラン



参考資料 (これまでの資料の抜粋)

自主的改革の取組
海外アカデミー調査

課題別委員会の設置

- 2005年10月 第20期第1回総会において課題別委員会を設置（※会則改正）

役割：社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言する

要件：学際的・分野横断的で緊急に意思の表出が必要な政策課題、政府等から検討の依頼のあった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に意思の表出等を行う必要があると考えられる課題

第25期(2020-2023年)課題別委員会の例

- 我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会
審議依頼(府総第104号-1、府科事第344号-1)に回答
「研究力強化—特に大学等における研究環境改善の視点から—に関する審議について」
- オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会
審議依頼(府総第104号-2、府科事第344号-2)に回答
「研究DXの推進—特にオープンサイエンス、データ利活用推進の視点から—に関する審議について」
- 自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン検討委員会
提言「自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン」

従来のボトムアップ型に加えて、リーダーシップ型で迅速に社会課題に対応する仕組みも導入
中長期・短期双方を視野に入れたバランスのとれた活動を展開

若手アカデミーの設置と活動

- ・ 2014年10月 若手アカデミーを設置（※会則改正）
- ・ 日本学術会議若手アカデミー（Young Academy of Japan）は、人文・社会科学と自然科学にまたがる多様な分野にわたる45歳未満の研究者で構成（会員又は連携会員）

任務

- (1) 若手科学者の視点を活かした提言
- (2) 若手科学者ネットワークの運営
- (3) 若手科学者の意見収集と問題提起
- (4) 若手科学者の国際交流
- (5) 産業界、行政、NPO等との連携
- (6) 科学教育の推進
- (7) その他若手アカデミーの目的の達成に必要な事業

第26期の活動

1. 具体的な諸問題に取り組む7つの分科会活動
2. 分野横断的かつ公的な若手研究者の組織としてのシンクタンク活動・発信
3. 日本学術会議の活動や発信への若手研究者視点の反映

分科会

- ・ 学術の未来を担う人材育成分科会
- ・ ワーク・ライフ・バランス分科会
- ・ 若手主導の異分野融合研究の推進に関する分科会
- ・ 国際分科会
- ・ 地域社会とアカデミアの連携に関する分科会
- ・ 未来を拓く学術イノベーション分科会
- ・ 情報発信分科会

日本学術会議の国際活動 — 学術のグローバルコミュニティとともに

- **学術のグローバルコミュニティとともにとともに日本の学術、アカデミアが果たすべき役割**
 - ✓ 国際的な連携・交流を通じた**日本と世界の学術の発展**
 - ✓ **社会課題の解決に向けて、国際的な連携により学術が役割を果たす**

社会課題の解決にむけた科学的助言、連携・協力

- **Gサイエンス学術会議**（サイエンス7（S7））

- ・ G7サミットに向けた政策提言を目的とした**G7各国のナショナルアカデミーによる会合**

- ・ **Gサイエンス学術会議2023を日本学術会議が主催**（2023年3月）。

G7各国アカデミー代表とともに、**共同声明**を岸田総理に手交。

[Gサイエンス学術会議2023共同声明]

- ・ 気候変化に伴うシステムリスクに対応する分野横断的意思決定を支える科学技術
- ・ 知見の共有とイノベーションによる高齢者の健康増進とより良いウェルビーイングの実現
- ・ 海洋と生物多様性の再生・回復

岸田総理への共同声明手交



- **サイエンス20**（S20：G20サミットに向けた政策提言を行うことを目的としたG20各国のアカデミーによる会合）

- ・ サイエンス20（S20）がインドで開催（2023年7月）。エネルギー、健康などに関わる声明発出。

- **アジア学術会議**の設立を提唱、事務局を務める

- ・ **学術会議の提唱により発足。発足時より事務局を務める**。現在、アジア地域の18か国・地域から31のアカデミー等が参加

- **アカデミー・プレジデント会議**

- ・ 毎年STSフォーラムの機会にAcademy of Science Presidents' Meeting を主催。
2023年は、アカデミー会長等と海洋の生態系と生物多様性の回復及び保全について議論。

日本学術会議加入国際学術団体一覧（42団体（令和5年8月現在））

- **多くの団体で日本人幹部が活躍**
 ✓ 分担金を拠出 ✓ 各分野で存在感

No.	国際学術団体名称（日本語名）	加盟年	
		元号	西暦
1	国際学術会議（ISC） （旧：国際科学会議（ICSU）、国際社会科学評議会（ISSC））	平成30	2018
2	国際天文学連合（IAU）	昭和24	1949
3	国際測地学及び地球物理学連合（IUGG）	昭和24	1949
4	国際純正・応用化学連合（IUPAC）	昭和24	1949
5	国際純粋・応用物理学連合（IUPAP）	昭和24	1949
6	国際電波科学連合（URSI）	昭和24	1949
7	国際生物科学連合（IUBS）	昭和24	1949
8	国際地理学連合（IGU）	昭和24	1949
9	国際数学連合（IMU）	昭和24	1949
10	太平洋学術協会（PSA）	昭和24	1949
11	国際結晶学連合（IUCr）	昭和25	1950
12-1	国際科学史・科学基礎論連合 [科学基礎論部門] （IUHPST-DLMPST）	昭和25	1950
12-2	国際科学史・科学基礎論連合 [科学史部門] （IUHPST-DHST）	昭和25	1950
13	国際理論・応用力学連合（IUTAM）	昭和25	1950
14	国際生理科学連合（IUPS）	昭和27	1952
15	国際光学委員会（ICO）	昭和29	1954
16	国際生化学・分子生物学連合（IUBMB）	昭和31	1956
17	南極研究科学委員会（SCAR）	昭和34	1959
18	宇宙空間研究委員会（COSPAR）	昭和34	1959
19	海洋研究科学委員会（SCOR）	昭和36	1961
20	国際地質科学連合（IUGS）	昭和37	1962
21	国際純粋・応用生物物理学連合（IUPAB）	昭和38	1963
22	科学技術データ委員会（CODATA）	昭和43	1968
23	国際経済学協会（IEA）	昭和44	1969
24	国際第四紀学連合（INQUA）	昭和44	1969
25	国際鉱物学連合（IMA）	昭和45	1970
26	太陽地球系物理学・科学委員会（SCOSTEP）	昭和45	1970
27	国際自動制御連盟（IFAC）	昭和46	1971
28	国際栄養科学連合（IUNS）	昭和46	1971
29	世界工学団体連盟（WFEO）	昭和47	1972
30	国際経済史協会（IEHA）	昭和47	1972
31	世界気候研究計画（WCRP）	昭和48	1973
32	国際歴史学委員会（GISH）	昭和49	1974
33	国際薬理学連合（IUPHAR）	昭和50	1975
34	国際地図学協会（ICA）	昭和54	1979
35	国際実験動物科学会議（ICLAS）	昭和55	1980
36	アジア社会科学研究協議会連盟（AASSREC）	平成元	1989
37	国際北極科学委員会（IASC）	平成3	1991
38	国際微生物学連合（IUMS）	平成3	1991
39	国際農業工学会（CIGR）	平成7	1995
40	インターアカデミーパートナーシップ（IAP）	平成8	1996
41	国際土壌科学連合（IUSS）	平成16	2004
42	アジア科学アカデミー・科学協会連合（AASSA）	平成26	2014

※No40は分担金の支払い無

対話を通じた情報発信力の強化等

赤字: 日学の取組(第25期(2020-2023年)) 青字: 日学の取組(第26期(2023-2026年))

○ 対話を通じた情報発信力の強化

- ・会長メッセージ動画の掲載
- ・ホームページのリニューアル
- ・「国際基礎科学年2022」に関するプロモーション動画、Twitter や YouTube の活用など広報の充実強化
- ・学術フォーラム等の情報発信時に一般利用者の多いインターネットサービス を利用することにより、国民が参加しやすい情報発信を可能に(若い世代への働きかけ)
- ・産業界のみならず、NGO・NPOも含め、社会の多様な主体との対話の推進を位置付け

○ 会員選考プロセスの説明責任の向上

- ・「第26-27期 会員候補者・連携会員候補者選考過程報告書」を公表

(<https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25/26-27katei.pdf>)

○ 事務局機能の強化→予算措置が不可欠

ナショナル・アカデミーの機能

- 日本は、提言・助言機能に特化
 (国立大学法人・国立研究開発法人のような研究機能をもたない)
 諮問によることなく、政府への勧告機能を有する点で審議会と異なる

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)	日本 (日本学術会議)
提言・助言	○	○	○	○	○
栄誉・顕彰	○	○	○	○	(栄誉機能： 日本学士院)
助成	○	○	○	(奨学金)	—
調査・研究	(NRCが中心的に担当)	(研究は科学史のみ)	(研究は科学史のみ)	(提言のため)	(提言に係る若干のアンケート等を除く)

日本学術会議と米英独仏のアカデミーとの共通点

○ 活動面での政府からの独立

⇒科学的助言も含め、活動の独立性・政治的中立性が確保されていることがナショナル・アカデミーの核心

科学的助言に関するアカデミーと政府や議会との関係は国ごとに異なるが、最終的な助言内容については、政府から独立して作成している点は共通(科学的助言の作成に政府が介入することはない)。

(参考)

英国政府科学局策定の「科学的助言の指針」(2010)

- ア. 政府は、**独立したものからの科学的助言**に先入観を持つべきではなく、また、公表前にその助言を批判したり、拒否したりすべきではない。
- イ. 政府は、政策決定の理由を、特にその決定が科学的助言と一致しない場合は、そのようにした証拠とともに、**公に説明すべき**である。
- ウ. 政府は、**科学的助言をする者の学問的自由、職業的地位、専門性を尊重し、価値を認めなければならない。**
- エ. 科学的助言をする者は、幅広い要因に基づいて意思決定を行うという政府の民主的権限を尊重し、また、**科学は政府が政策を策定する際に考慮しなければならない証拠の一部に過ぎないことを認識しなければならない。**

ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ 政策立案者及び社会へのアドバイスのためのガイドライン

ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナの科学的根拠に基づく政策助言は、以下の原則に基づく。

- ・作業グループのメンバーは全員専門家として認められている。
- ・作業グループのメンバーと外部審査員は名誉ある立場で働き、**潜在的な利益相反があれば宣言する。**
- ・作業グループのメンバーは全員、それぞれの専門知識に基づいて任命される。**いかなる組織やロビー団体のためにも活動してはならない。**
- ・レオポルディーナは、いかなるクライアントに対しても責任を負うことなく、助言のテーマを自由に選択し、独立して文書を作成する。**政策立案者の提案によってテーマが送られることもあるが、その場合も同様に独自に取り扱われる。**
- ・作業グループは、結果について何の先入観も持たずに作業する。助言において表明された意見は、オープンマインドな議論の結果である。

※フランス科学アカデミーからの回答(抜粋)

- ・科学アカデミーが最も正当な助言と勧告を行うためには、公的機関や産業界に対して政治的・財政的義務を負わない完全に独立した機関であると認識されることが不可欠。

日本学術会議と米英独仏のアカデミーとの共通点

○ 会員選考に政府は介入しない

- ・会員選考に関して、政府が関与する事例は皆無。
- ・会員選考に際して、外部からの意見を聞く場合は、学問的業績を外部有識者に聴取（外部有識者には、外国の有識者を含む国※もある）することに限定。**会員の選考そのもの及びその決定はアカデミーが自律的に行う。**
※インド、オランダ、オーストラリアなど

会員の選考における会員以外の者からの意見聴取

アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
規定なし	会員の選考に当たって、会長が各大学の Vice Chancellor や Research Council の議長及び最高責任者に対して候補者の推薦を奨励することができる。	第一読会及び第三読会における候補者の検討に際し、幹事会メンバー又は幹事会は必要に応じて会員以外の専門家の助言を求めることができる旨の規定がある。	規定なし

海外アカデミーの財政 組織形態にかかわらず公的資金を投入

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポル ディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
組織 形態	非営利・非政府組織	公益団体（自治機関として登録されている慈善団体）	非営利組織	特殊公的法人（5アカデミーからなるフランス学士院の一機関） 会則はデクレ（décrets）により承認（approbation）
年間収入 と支出	<p>（2020年） 約4.31億ドル（約578億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金は約45%（調査研究、ワークショップ等） ・過去5年間の公的資金は約1.9～2.2億ドル/年で推移（投資収入の増減により公的資金割合は約45～75%で変動） ・政府と個別プロジェクトごとに委託契約を締結。受託に当たって、原則、他の組織と競争することはない ・基盤的経費に対する政府からの資金提供はない ・総支出の80%程度が研究、ワークショップ、フェロウシップ・プログラム運営等 <p>※1ドル = 134.22円(2022.6.9) 【NAS、NAE、NAM、NRCの連結決算】</p>	<p>（2020-2021年度） 約1.34億ポンド(約225億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金は約85%（大部分は助成金プログラム運営に充当） ・過去5年間の公的資金は毎年増加（公的資金割合は約7割から8.5割に増加） ・総支出に占める科学的助言の提供、普及啓発等に係る支出の割合は約6%（850万ポンド≒14.3億円） ・提言活動の大部分は協会自身の資金で賄うが、政府から資金を得ることもある <p>※1ポンド = 168.31円(2022.6.9)</p>	<p>（2020年） 約1589万ユーロ(約22.9億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち、1324万ユーロ（約19.1億円）が公的資金。うち1204万ユーロが「連邦政府80% + 州政府20%」の枠組みによる公的資金 ・その他、265万ユーロ（約3.8億円）の公的資金を含む第三者からのプロジェクト資金収入がある ・収入に占める公的資金割合は、過去3年間で概ね9割（公的資金は約1400万～約1500万ユーロで推移） ・政策提言は100%公的資金で賄われる <p>※1ユーロ = 143.91円(2022.6.9)</p>	<p>（2019年） 約625万ユーロ（約9.0億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち公的資金（使途の縛りなし）は1/3未満 ・仮に政府の依頼に応じた科学的助言を行う場合の費用は、全て公的資金（使途の縛りなし）で賄われる <p>※1ユーロ = 143.91円 (2022.6.9)</p>

海外アカデミーにおける計画・外部評価等（1）

	アメリカ (全米科学アカデミー)	英国 (英国王立協会)	ドイツ (ドイツ科学アカデミー・レオポルド ディーナ)	フランス (フランス科学アカデミー)
組織形態 事務局職員数	非営利・非政府組織 約1,100名（博士号取得者212名）	公益団体 225名（2023年3月末現在）	非営利組織 110名（博士号取得者26名）（2023年3月末現在）	特殊公的法人 36名（2023年3月末現在）
業務計画	NRCが戦略計画（2020-2025）を初めて策定	・評議会が戦略計画（2017-2022）を策定 ・委員会、WGが年次計画を策定	年間事業計画及び部局における個別の戦略計画を策定	年間活動計画を策定
外部評価等	会計監査あり	・アカデミー内の監査委員会による監査 ・毎年外部会計監査を受けるほか、登録慈善団体として毎年チャリティー委員会に年次報告書を提出	毎年の連邦教育研究省及び監査法人による監査のほか、連邦会計検査院による不定期の監査	通常5年ごとの会計検査院による会計検査

調査の限りでは、組織形態にかかわらず、財務に関する監査以外の国の関与はない